

静岡県産材の利用報告に関する特記仕様書

工事で使用された全ての静岡県産材の利用量について、工事完成時に発注者に報告するものとする。

- 対象：①契約図書で県産材の利用が指定されているもの（工事目的物、指定仮設）
②契約図書で県産材の利用が指定されていないもの（仮設材、現場管理資材等）

(報告様式)

県産材利用報告書

整理番号：24-D1234-01-11-01

工事名：

① 指定されているもの

工種	樹種	木材使用量 (m3)	左記のうち、県産材 (m3)	
			購入材	現地発生材
(例) 木柵護岸	スギ	12.34	12.34	—
(例) バーコラ	ヒノキ	3.20	1.50	—
(例) 法面吹付材	スギ	50.00	—	50.00

1. 県産材の使用の無いものは記入不要
2. 現地発生材には災害等による倒木や、他工事の伐採木なども含む。

② 指定されていないもの

工種	樹種	木材使用量 (m3)	左記のうち、県産材 (m3)	
			購入材	現地発生材
(例) 仮設防護柵	スギ	25.10	22.10	3.00
(例) 丁張材	スギ	1.20	1.20	—
(例) 木製バリケード	スギ	0.20	0.20 (10基)	—

1. 県産材の使用の無いものは記入不要
2. 現地発生材には災害等による倒木や、他工事の伐採木なども含む。
3. 他工事で使用した仮設材、現場管理資材を流用した場合は含めない。新材（新品）のみ記入。
4. 具体例：仮設材（型枠材、仮橋、足場材、丁張材、土留柵、その他）現場管理資材（工事看板、工事掲示板、現場事務所、休憩施設、バリケード、仮設柵、修景用フラワーポット、他）

(参考)

■本特記仕様書と県産材証明制度について

①契約図書で県産材の利用が指定されているもの

- ・用途は主に工事目的物や指定仮設
- ・利用する県産材は購入材と現地発生材に大別する。
- ・購入材については、静岡県では農林土木工事では共通仕様書、土木工事では特記仕様書により、使用木材は県産材を原則とし、証明として県産材証明制度に基づき「県産材販売管理票」(副)を発注者に提出すること。
- ・現地発生材を製材や流通業者を経ないで当該工事で利用した場合は「県産材販売管理票」は要しない。

②契約図書で県産材の利用が指定されていないもの

- ・用途は主に仮設材や現場管理資材など発注者(県)からの利用指示が無く、工事受注者が自ら現場で使用したもの。
- ・県産材を利用したが工事成績の創意工夫で加点評価されない場合(予め利用提案が無かった、積極的利用でない場合等)でも、利用実績があれば少量でも全て報告する。
- ・利用する県産材は購入材と現地発生材に大別する。
- ・購入材は利用の証明として「県産材販売管理票」(副)を発注者に提出する。
- ・他工事で使用した仮設材、現場管理資材を流用した場合は含めず、新材(新品)のみとする。また、購入後、その一部を使用せずに保管していた資材(例えば木杭や木製バリケード)を新たに現場へ投入する場合は、工事完成時に購入時の「県産材販売管理票」(副)の提出できるよう「販売管理票」を販売業者より受け取り保管しておくこと。
- ・現地発生材は①同様「県産材販売管理票」は要しない。

■マルチング材としての利用量算出について(例)

利用量は出来上がり数量から算定する。

利用量＝マルチング面積×敷厚×(1－空隙率)

(計算例) $5,000\text{m}^2 \times 10\text{cm} \times (1 - 0.3) = 350\text{m}^3$

- ・マルチング材とは地表面の土の飛散・流亡の防止、雑草の抑制、保温・蒸発抑制による植物保護などの目的で地表面を覆うもの。ここでは県産材をチップ化して使用した例。
- ・法面吹き付け材としての利用量は、上記にその他材料との混合比率を考慮する。
利用量＝吹付面積×吹付厚×(1－空隙率)×木材混合比率(体積比)
- ・材料はスギ、ヒノキなど用材の幹、枝葉、樹皮のほか、雑木、果樹なども含む。
- ・空隙率はチップの大きさ、形状により異なるので、各現場で試験により求めるのが望ましい。
- ・チップ化前の体積が明らかな場合は、その数量を使用しても構わない。